

議案第25号

米原市介護保険条例の一部を改正する条例について

米原市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

令和6年度から令和8年度までの介護保険料率の改定および区分を追加するため、この案を提出するものである。

米原市介護保険条例の一部を改正する条例

米原市介護保険条例（平成 17 年米原市条例第 116 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項第 1 号中「40,800 円」を「37,680 円」に改め、同項第 2 号中「57,120 円」を「56,760 円」に改め、同項第 3 号中「61,200 円」を「57,240 円」に改め、同項第 4 号中「73,440 円」を「74,520 円」に改め、同項第 5 号中「81,480 円」を「82,800 円」に改め、同項第 6 号中「93,720 円」を「95,280 円」に改め、同号イ中「または第 12 号イ」を「、第 12 号イまたは第 13 号イ」に改め、同項第 7 号中「97,800 円」を「99,360 円」に改め、同号イ中「または第 12 号イ」を「、第 12 号イまたは第 13 号イ」に改め、同項第 8 号中「105,960 円」を「107,640 円」に改め、同号イ中「または第 12 号イ」を「、第 12 号イまたは第 13 号イ」に改め、同項第 9 号中「122,280 円」を「124,200 円」に改め、同号ア中「260 万円」を「320 万円」に改め、同号イ中「または第 12 号イ」を「、第 12 号イまたは第 13 号イ」に改め、同項第 10 号中「130,440 円」を「140,760 円」に改め、同号ア中「260 万円以上 320 万円未満」を「320 万円以上 410 万円未満」に改め、同号イ中「または第 12 号イ」を「、第 12 号イまたは第 13 号イ」に改め、同項第 11 号中「146,760 円」を「157,320 円」に改め、同号ア中「320 万円」を「410 万円」に改め、同号イ中「または次号イ」を「、次号イまたは第 13 号イ」に改め、同項第 12 号中「171,120 円」を「173,880 円」に改め、同号ア中「800 万円」を「590 万円」に改め、同号イ中「（（1）に係る部分を除く。）」の次に「または次号イ」を加え、同項第 13 号中「179,280 円」を「198,720 円」に改め、同号を同項第 14 号とし、同項第 12 号の次に次の 1 号を加える。

(13) 次のいずれかに該当する者 190,440 円

ア 合計所得金額が 590 万円以上 680 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第 5 条第 2 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に、「24,480 円」を「22,800 円」に改め、同条第 3 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に、「24,480 円」を「22,800 円」に、「40,800 円」を「39,840 円」に改め、同条第 4 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度

まで」に、「24,480円」を「22,800円」に、「57,120円」を「56,760円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の米原市介護保険条例第5条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

米原市介護保険条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>(保険料率)</p> <p>第5条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>37,680円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>56,760円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>57,240円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>74,520円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>82,800円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>95,280円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、<u>第12号イまたは第13号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>99,360円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額に</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第5条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>40,800円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>57,120円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>61,200円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>73,440円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>81,480円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>93,720円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ<u>または第12号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>97,800円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額に</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第9期介護保険事業計画に伴う介護保険料率の期間の改正 ・介護保険料率の改定 ・介護保険料率の改定 ・介護保険料率の改定 ・介護保険料率の改定 ・介護保険料率の改定 ・介護保険料率の区分を13段階から14段階に変更することによる改正 ・介護保険料率の改定

ついてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イまたは第13号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 107,640円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イまたは第13号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 124,200円

ア 合計所得金額が210万円以上320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イまたは第13号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 140,760円

ついてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イまたは第12号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 105,960円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イまたは第12号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 122,280円

ア 合計所得金額が210万円以上260万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イまたは第12号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 130,440円

- ・介護保険料率の区分を13段階から14段階に変更することによる改正

- ・介護保険料率の改定

- ・介護保険料率の区分を13段階から14段階に変更することによる改正

- ・介護保険料率の改定

- ・介護保険料率を区分する合計所得金額の範囲の変更

- ・介護保険料率の区分を13段階から14段階に変更することによる改正

- ・介護保険料率の改定

ア 合計所得金額が320万円以上410万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イまたは第13号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 157,320円

ア 合計所得金額が410万円以上500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イまたは第13号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 173,880円

ア 合計所得金額が500万円以上590万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、または次号イに該当する者を除く。）

ア 合計所得金額が260万円以上320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イまたは第12号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 146,760円

ア 合計所得金額が320万円以上500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、または次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 171,120円

ア 合計所得金額が500万円以上800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

・介護保険料率を区分する合計所得金額の範囲の変更

・介護保険料率の区分を13段階から14段階に変更することによる改正

・介護保険料率の改定

・介護保険料率を区分する合計所得金額の範囲の変更

・介護保険料率の区分を13段階から14段階に変更することによる改正

・介護保険料率の改定

・介護保険料率を区分する合計所得金額の範囲の変更

・介護保険料率の区分を13段階から14段階に変更することによる改正

(13) 次のいずれかに該当する者 190,440円

- ア 合計所得金額が590万円以上680万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(14) 前各号のいずれにも該当しない者 198,720円

- 2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,800円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「22,800円」とあるのは、「39,840円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「22,800円」とあるのは、「56,760円」と読み替えるものとする。

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 179,280円

- 2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、24,480円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「24,480円」とあるのは、「40,800円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「24,480円」とあるのは、「57,120円」と読み替えるものとする。

- ・介護保険料率の区分の追加
- ・介護保険料率の改定
- ・第9期介護保険事業計画に伴う介護保険料率の期間の改正
- ・低所得者の軽減措置による介護保険料率の引下げ
- ・第9期介護保険事業計画に伴う介護保険料率の期間の改正
- ・低所得者の軽減措置による介護保険料率の引下げ
- ・第9期介護保険事業計画に伴う介護保険料率の期間の改正
- ・低所得者の軽減措置による介護保険料率の引下げ